

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の施行に伴う
福岡市の個人情報保護制度のあり方について
(答 申)

平成 27 年 8 月

福岡市個人情報保護審議会

目次

答申にあたって.....	1
福岡市個人情報保護条例の改正の方向性.....	2
第1章 総論	2
第1 条例改正の考え方.....	2
第2 「個人情報」, 「特定個人情報」等の用語の定義について（市条例第2条）.....	4
第2章 番号法第29条（行政機関個人情報保護法等の特例）及び第30条（情報提供等記録についての特例）を踏まえた条例改正	8
第3 保有特定個人情報の目的外利用, 提供の制限（市条例第10条）.....	9
第4 開示・訂正・利用停止請求の任意代理人への拡大（市条例第18条, 第33条, 第42条）.....	12
第5 開示に関する手数料の減免（市条例第31条）.....	16
第6 保有特定個人情報開示請求時の他の開示制度優先原則の排除（市条例第69条）.....	18
第7 情報提供等記録に関する開示・訂正時の事案の移送の制限及び情報提供等記録の訂正時の通知先の特例（市条例第28条, 第40条, 第41条）.....	20
第8 保有特定個人情報に関する利用停止請求権の特例（市条例第42条）.....	23
第3章 条例独自規定への対応	27
第9 電子計算機結合に関する制限（市条例第12条）.....	27
福岡市個人情報保護審議会制度部会委員名簿.....	28
審議の経過.....	28

● 主要用語索引

- ・ 個人番号 ----- 2, 3, 6
- ・ (保有)特定個人情報 ----- 2, 4, 5
 - 利用・提供 ----- 9, 10
 - 利用停止の特例 ----- 23
- ・ 死者の情報 ----- 4, 5
- ・ 任意代理人 ----- 5, 12, 13
- ・ 情報提供等記録開示システム ----- 12, 18, 19
- ・ 情報提供等記録 ----- 4, 5, 8, 9, 13, 20
 - 利用停止の特例 ----- 23
- ・ 特定個人情報ファイル ----- 25

● 番号法第29条, 第30条による行政機関個人情報保護法の読替え対照表

- ・ 第8条 (目的外利用・提供の制限関係) ----- 10~11
- ・ 第12条, 第13条, 第14条第1号, 第27条第2項, 第28条第2項,
第36条第2項 (任意代理人関係) ----- 13~15
- ・ 第25条 (他制度優先原則の排除関係) ----- 18・19
- ・ 第26条 (開示手数料関係) ----- 16・17
- ・ 第21条, 第33条, 第35条 (事案の移送, 訂正時の通知関係) ----- 21・22
- ・ 第36条 (利用停止関係) ----- 24・25

答 申 に あ た っ て

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(以下「番号法」といいます。)が公布され、平成27年10月から国民に個人番号が通知されることとなり、この法律が本格的に施行されることとなっています。

番号法に定める個人番号の制度は、その特定の個人を識別することができる機能を活用し、行政事務の処理に際して異なる分野での情報を照合して同一人であることを確認するシステムを運用することによって、行政運営の効率化や公正な給付を図るとともに、手続の簡素化による国民の負担の軽減や本人確認に際しての利便性の向上などを目的としています。

地方公共団体は、個人番号を通知する業務を担当するだけでなく、社会保障や地方税などの分野で市民に最も身近なサービスを行っていることから、番号制度がもたらす影響は直接的かつ大きなものがあると思われまます。

番号制度には、上記のような利便性や効率性といったプラスの側面がある半面、個人番号という個人を特定することができる強力な手段が、仮に漏えいし、悪用された場合には、市民の個人情報情報の漏えいや成りすましのおそれが生じるなど、個人が甚大な不利益を被るおそれがあります。

このような事態が生じないよう、番号法においても、個人番号の利用に関する施策は、個人情報情報の保護に十分に配慮しつつ行うものとされ、個人番号その他特定個人情報情報の取扱いの適正を確保するための措置が規定されています。

さらに、番号法は、市民の個人情報情報を保有し、利用することとなる地方公共団体に対して、国の機関が講じることとされている措置に準じた措置を講じるように求めています。

当審議会は、平成27年3月30日に福岡市長から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方」について諮問を受け、同日に「個人情報保護審議会制度部会」を設置し、同年8月まで計7回の審議を行い、答申をまとめるに至りました。

審議会では、番号法が求める保護措置を中心に、福岡市個人情報保護条例の改正の方向性について審議し、このたび答申するに至ったところですが、個人番号制度を運用するうえで個人の権利利益を保護するためには、条例の改正のみの対策で万全ではないことはいまでもありません。

システム自体の安全性や、それを運用する手順の安全性を確保することはもちろんのこと、番号法や個人情報保護条例の制度上の個人情報の保護措置についても、業務に携わるそれぞれの職員が習熟し、かつ、実行することによってはじめて効果があるものであることは強調したいと思いますし、そのように運用されることを強く望みます。

最後に、熱心に審議をいただいた委員各位に敬意を表し、感謝を申し上げます。

平成27年8月31日

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上裕章

福岡市個人情報保護条例の改正の方向性

第1章 総論

第1 条例改正の考え方

番号法施行に伴う個人情報の保護の施策については、番号法第31条の趣旨に鑑み、福岡市個人情報保護条例（以下「市条例」という。）を改正することによって、特定個人情報を保護するために必要な措置を講じることが適当である。

併せて、福岡市としては、番号法第5条に規定するように、特定個人情報の取扱いの適正を確保するとともに、個人番号の利用に関しても、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するよう要望する。

【説明】

番号制度の導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減等が実現できることとなり、これらの業務の実施過程において、多くの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）が利活用されていくこととなる。これらの効果は、個人番号が有する個人を特定する機能によってもたらされるものである。

しかし、個人番号は各種の個人情報を正確に名寄せすることが可能であり、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられることから、番号法では、現行の個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じている。

一方、現行の個人情報保護法制においては、主に民間事業者を対象とする個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）と、行政機関を対象とする行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）等、さらに各地方公共団体の定める個人情報保護条例等が存在する。

福岡市でも、番号法により特定個人情報を保有することとなるところ、特定個人情報は個人番号をその内容に含む個人情報であり、市の機関に適用される個人情報の一般的規定である市条例で保護される個人情報に該当するため、特定個人情報については、まず条例の各種保護措置が及ぶこととなる。

番号法での特定個人情報の保護措置の規定は、一般法の読替えの形式にて規定している場合と、条文を新規に書き起こして規定している場合とがある。番号法はあくまで特別法であるため、一般法の読替えで規定できるものについては読替えの形式をとり、そうではないもの、すなわち、番号法独自の新たな規制を行う場合や一般法の対象外の者に対して規制を行う場合は、番号法において条文を書き起こして規定している。

番号法において書き起こしの条文形態にて規定されたものについては、福岡市に対しても直接適用されることとなるが、前者の、一般法の読替えの形態にて規定された内容については、番号法第31条に基づき、地方公共団体は、行政機関等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、条例改正等の必要な措置を講じなければならないこととされている。

これらの番号法の規定の趣旨に鑑みて、市条例について一部を改正することにより、本市が保有する特定個人情報の保護その他適正な取扱いのために必要な措置を講じることが適当である。

また、これと併せて、番号法第5条は、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする」と規定している。このため、福岡市においても、個人番号の利用及び取扱いの適正の確保のための取組みについて、地域の特性に応じた施策を自主的に実施することが必要と考える。

【参 考】

◎ 番号法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

第2 「個人情報」、「特定個人情報」等の用語の定義について（市条例第2条）

1 「個人情報」の定義について

「個人情報」の定義が、番号法に規定する地方公共団体に適用されるものと市条例のものとで異なっている。しかし、現行の市条例の定義の考え方を特定個人情報に関しても維持すること、すなわち、① 他の情報と照合することによって個人が特定できる場合について「容易に」の要件を付加しないこと、② 死者の情報も含めることが適当である。

2 「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」等の新たな用語の定義について

番号法で使用されている「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」等について定義を設けることが適当である。

【説明】

1 「個人情報」の定義について

番号法で規定された「特定個人情報」も個人情報保護法制で保護される個人情報に該当し、市条例の規律の対象となる。ところで、番号法での「特定個人情報」の定義は、行政機関個人情報保護法等の個人情報保護に関する法制度の「個人情報」の定義を引用しているところ、これら法制度における「個人情報」の定義と市条例上の定義が異なっているため、「特定個人情報」の定義にも違いが生じることとなる。

すなわち、地方公共団体に適用される番号法上の「個人情報」の定義（以下「番号法による定義」という。）は、番号法第2条第3項により「個人情報保護法」第2条第1項の規定（「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」）が適用されることとなる。一方、市条例の「個人情報」の定義（以下「市条例による定義」という。）は、第2条第2号で「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。このように、「個人情報」の定義については、番号法による定義では他の情報との照合の容易性を付加しているとともに「生存する」という限定がある一方で、市条例による定義には照合の容易性を含まず、生存者に限定せず死者に関する情報も保護の対象としている点が異なっている。

① 「個人情報」の定義について照合の容易性の要件を付加しないことについて

現行の市条例では上記のように「個人情報」は照合の容易性を要件としていないが、これはより広い範囲の個人情報を保護の対象とする趣旨である。そして、その情報に番号情報が付加された情報について、あえて照合の容易性があるものに限定すべき積極的理由を見出すことはできず、また、番号法が保護の対象としていない「照合が容易でない」特定個人情報についても条例で保護の対象とすることは、本市の個人情報の保護の観点からも有意義であることから、市条例における特定個人情報に関しても現行の考え方を維持し、「容易に」との要件を付加しないことが適当である。

② 特定個人情報に死者の情報を含めることについて

現行の市条例では、死者に関する情報についても、適正な取扱いを確保する必要があることから、条例での保護の対象としている。

個人番号を内容に含む個人情報に死者のそれを含めることは、番号法よりも厳格な規制を設けることとなるが、① 本人の死を境に保護の対象ではないとして取扱いを異にすることは適当ではないこと、② 死者に関する情報についても、番号法が求める生存者に係る情報の保護措置と同様に厳格な保護措置を取ることは、本市の個人情報の保護の観点からも有意義であることから、市条例における特定個人情報に関しても現行の考え方を維持し、「個人情報」に死者の情報も含めることが適当である。

2 「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」等の新たな用語の定義について

特定個人情報に関し、福岡市個人情報保護条例で必要な保護措置等を規定するにあたっては、番号法で使用されている用語等について、必要な範囲内で、定義規定を設けることが適当である。

その主要な用語として、次のようなものが考えられる。

① 「特定個人情報」及び「保有特定個人情報」

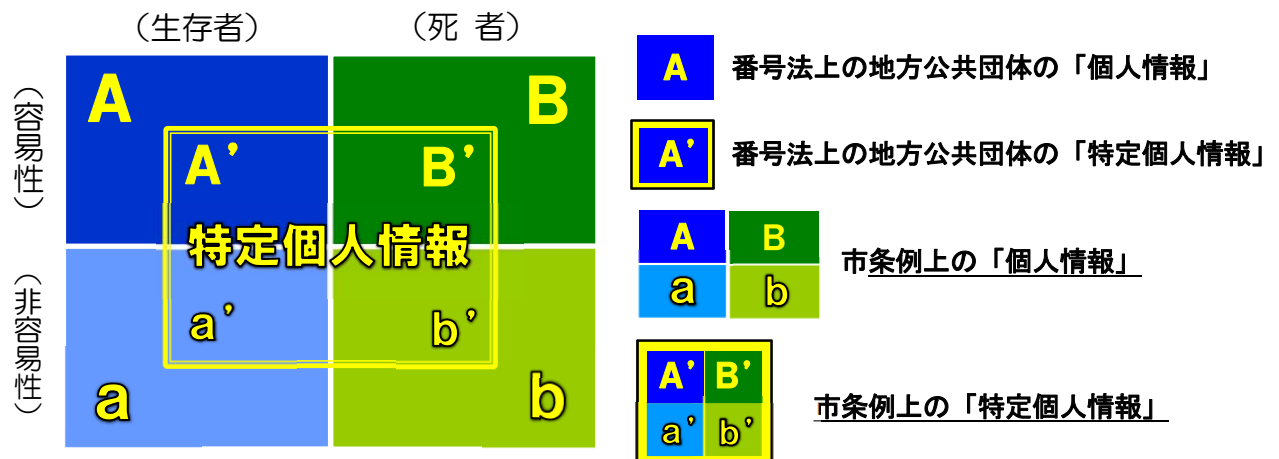
特定個人情報に係る保有個人情報の取扱いに関し、目的外の利用制限を厳しくすること、提供を番号法の範囲内に制限すること、開示請求等に関して任意代理人を認め、事案の移送を行わないことなどの特例を条例で定めることから、その他の保有個人情報と区分するため、用語の定義を置くことが適当である。

② 「情報提供等記録」

番号法第23条により「情報提供ネットワークシステム」を利用して特定個人情報の提供の求めや提供を行う際には、情報照会者・提供者の名称、それらの日時、特定個人情報の項目等を記録・保存しなければならないこととなっている。そして、これらの記録については、目的外の利用を一切認めないこと、提供を番号法の範囲内に制限すること、開示請求等に関して任意代理人を認め、事案の移送を行わないこと、利用停止請求を認めないことなどの特例を条例で規定すべきとされているため、用語の定義規定を置くことが適当である。

【参 考】

◎ 個人情報の概念図



【参考条文】

番 号 法	現行の市条例
<p>第2条</p> <p>3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は<u>個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するもの</u>をいう。</p> <p>【個人情報保護法】</p> <p>第2条 第1項</p> <p>この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報</u>であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>容易に照合</u>することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>【行政機関個人情報保護法】</p> <p>第2条 第2項</p> <p>この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。</p> <p>8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号で</p>	<p>第2条</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>

あつて、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報という。	
--	--

【現行の市条例】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 略
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員(地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5)～(8) 地方三公社 略

第2章 番号法第29条（行政機関個人情報保護法等の特例）及び第30条（情報提供等記録についての特例）を踏まえた条例改正

番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、同法第30条では情報提供等記録について、行政機関個人情報保護法の適用除外及び読替え規定を定めている。また、同法第31条においては「地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることに鑑み、本市の条例においても、これらの読替え規定を踏まえ、以下の項目について条例改正等必要な措置を講じることが適当である。

【参 考】

○ 番号法第29条及び第30条の行政機関個人情報保護法の読替えの項目は以下のとおり。

項 目	番号法第29条読替え 特定個人情報(情報提供等記録 を除く。)の特例	番号法第30条1項読替え 情報提供等記録の特例	市条例 該当条項
第3 目的外利用	目的外利用を、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難であるときのみ	目的外利用を認めない	10条 10条の2
提供	提供が認められる場合を番号法と整合させる	提供が認められる場合を番号法と整合させる	10条
第4 開示・訂正・利用停止等の請求者	本人、法定代理人のほか、任意代理人による請求を認める	本人、法定代理人のほか、任意代理人による請求を認める（利用停止は不可）	18, 33, 42条
第5 開示に関する手数料	開示手数料の減免・免除を認める	開示手数料の減免・免除を認める	31条
第6 他法令との調整	他の法令による開示の実施との重複を認める	他の法令による開示の実施との重複を認める	69条
第7 開示・訂正に係る事案の移送	—	事案の移送は行わない	28, 40条
訂正時の通知先	—	総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更	41条
第8 利用停止	利用停止を請求することができる場合として番号法違反の場合（目的外利用制限違反、収集・保管制限違反、ファイル作成制限違反、提供制限違反）を追加	利用停止を認めない	42条

第3 保有特定個人情報の目的外利用、提供の制限（市条例第10条）

1 保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用、提供の制限

保有特定個人情報（情報提供等記録（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。以下同じ。）を除く。次の項参照。）については、その管理の厳格化を図るため、原則として目的外利用を禁止し、例外的に「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ目的外利用を認める規定を設けること、また、他の機関への提供については、同法により提供が認められている場合以外には禁止する規定を設けることが適当である。

2 情報提供等記録の目的外利用、提供の制限

情報提供等記録については、不正な情報のやり取りを抑止するためのログ記録であるという特性等に鑑み、一切の目的外利用を禁止するとともに番号法が認める場合以外は他の機関への提供を一切禁止し、実施機関内において目的内での利用しかできないこととする規定を設けることが適当である。

【説明】

1 保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用、提供の制限

現行の市条例では、第10条で保有個人情報についての原則的な目的外利用の禁止と他機関への提供の禁止を規定しているが、目的外利用については法令等に定めがあるとき等6項目にわたって例外的に許容される場合を掲げ、また他機関への提供についても同様の例外を定めている。

行政機関個人情報保護法第8条も同様の趣旨を規定しているところ、番号法第29条によりこれを読み替え、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関しては、情報管理の厳格化を図るため、例外的に目的外利用ができる場合を「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ限定し、また他の機関への提供は、番号法第19条の規定により提供ができる場合以外は禁止することとされている。この番号法の趣旨を踏まえ、市条例においても同様の制限を設けることが適当である。

2 情報提供等記録の目的外利用、提供の制限

情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステム（国の行政機関や地方公共団体等の間をオンラインで結び、特定個人情報を照会し、又は提供するもの。後掲第4参照。）での情報のやり取りをする際に、コンピュータに① 情報照会者及び情報提供者の名称、② 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時、③ 特定個人情報の項目等を自動的に記録するものである。この記録は、同システムを利用して特定個人情報の不法・不正な情報のやり取りがされることを抑止することを目的とするものである。この情報提供等記録も特定個人情報に該当するが、その記録内容は定型的なものであり、かつ、利用目的も限定されているという特性があることから、番号法第30条で読み替えられた行政機関個人情報保護法第8条では、一切の目的外利用を禁止し、番号法が許容する場合以外には他の機関への提供を一切禁止している。この番号法の趣旨を踏まえ、市条例においても同様の制限を設けることが適当である。

**【参 考】 番号法第 29 条, 第 30 条の読替え
行政機関個人情報保護法第 8 条関係条文**

読替え前の 行政機関個人情報保護法	番号法第 29 条 1 項による 特定個人情報(情報提供等記録 を除く。)の特例	番号法第 30 条第 1 項による 情報提供等記録の特例
<p>(利用及び提供の制限) 第 8 条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p>	<p>(利用及び提供の制限) 第 8 条 行政機関の長は、<u>利用目的</u>以外の目的のために保有個人情報を <u>自ら利用してはならない。</u></p>	<p>(利用及び提供の制限) 第 8 条 同左</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を <u>自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>(2) 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定め</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を <u>自ら利用する</u>ことができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために <u>自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>

<p>る事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p>	<p>(適用除外)</p>	
<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>

【現行の市条例】

(利用及び提供に関する制限)

第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。

第4 開示・訂正・利用停止請求の任意代理人への拡大（市条例第18条、第33条、第42条）

現行の条例では、開示、訂正、利用停止については、本人（第18条第1項）及び法定代理人等（同条第2項第1号及び第2号）からの請求を認めているが、本人が任意に選定した代理人（以下「任意代理人」という。）からの請求は認めていない。しかし、保有特定個人情報については、特に不正・不当な情報のやり取り等に対する懸念に対応するためには、自己の情報の提供の状況等を確認する権利を実質的に保障することが重要である。また、個人番号が利用される社会保障・税分野においては専門家である社会保険労務士や税理士などの任意代理人に手続を委任するニーズも高い。そのため、本人が開示等の請求をすることができない場合や行政手続を専門家等に委任している場合などにも開示等の請求ができるようにするため、任意代理人からの請求を認めることが適当である。

一方、通常の個人情報の開示等の請求ができる者の範囲については、現行の規定を維持することが適当である。

ただし、保有特定個人情報の開示等の請求を任意代理人へ拡大することにより、本人の権利利益を害することがないように、また請求に際して通常の個人情報と特定個人情報の請求について運用上の混乱が生じることがないようにすることを要望する。

【説明】

番号法においては、行政機関等及び各地方公共団体間で「情報提供ネットワークシステム」を利用して特定個人情報の提供を相互に行うこととされている。

この「情報提供ネットワークシステム」については、番号法第2条第14号で「行政機関の長、地方公共団体の機関等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子計算機組織であって、（略）第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、（略）総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。」と規定されている。このシステムによって住所情報や所得情報等の地方公共団体間でのやり取りが可能となることによって、きめの細かい社会保障給付や正確な所得把握等を実現することができるものとされている。

他方、このシステムの導入に伴い不正・不当な情報提供等がなされる懸念もあり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要となるものとされている。

このため、これらの権利が容易に行使できるよう、「情報提供等記録開示システム」（通称「マイナポータル」。後掲第6参照）を整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求が困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認める必要がある。

また、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である社会保険労務士や税理士などの任意代理人に手続を委任するニーズが高いことから、開示等の請求を任意代理人に認めることが利便性の向上に資するところでもある。

これらの理由から、番号法第29条及び第30条では、行政機関個人情報保護法を読み替え、開示、訂正及び利用停止（情報提供等記録を除く。後掲第8を参照のこと。）の各請求を任意代理人にも認めていることを踏まえ、市条例においても、同様の取扱いをすることが適当である。

一方、保有特定個人情報以外の個人情報の開示等請求をすることができる者の範囲については、従来の市条例の考え方を維持することが適当である。

しかしながら、保有特定個人情報の開示請求等について任意代理人による請求を認める場合には、本人の意思に反して、又は本人の意思を偽装して請求が行われる可能性もある。このことは、現行の市条例で認めている法定代理人や保佐人、補助人又は任意後見人（審判等で開示請求についての代理権が付与されているものに限る）についても同様であるが、特定個人情報についてはそれがいったん流出した場合の本人の権利の侵害のおそれは特に大きい。このため、任意代理人からの請求の際には代理権限の有無や任意代理人の本人確認を慎重に行うことや、開示を行うにあたっては必要に応じて本人の意思を確認することと併せて、本人と任意代理人との利害が相反する場合など、任意代理人に本人の情報を開示することによって本人の権利利益を侵害することがないように、十分に留意すべきである。

また、任意代理人による開示等の請求は保有特定個人情報についてのみ認め、それ以外の保有個人情報については法定代理人等しかできないこととなる。このため、任意代理人からの開示請求の際には、「特定個人情報」の請求である旨を表示させるなど、運用上留意する必要がある。

【参 考】 番号法第 29 条、第 30 条の読替え

行政機関個人情報保護法第 12 条、第 13 条、第 14 条第 1 号（以上開示請求）、第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項（以上訂正請求）及び第 36 条第 2 項（以上利用停止請求）関係

読替え前の 行政機関個人情報保護法	番号法第 29 条第 1 項による 特定個人情報（情報提供等記録を 除く。）の特例	番号法第 30 条第 1 項による 情報提供等記録の特例
<p>(開示請求権) 第 12 条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>	/	/
<p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 <u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）</u>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 同左</p>
<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代</p>	<p>2 同左</p>

<p>定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	
<p>(保有個人情報の開示義務) 第 14 条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第 12 条第 2 項の規定により <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 23 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>(保有個人情報の開示義務) 第 14 条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第 12 条第 2 項の規定により 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 23 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>(保有個人情報の開示義務) 第 14 条 同左</p>
<p>(訂正請求権) 第 27 条 2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p>	<p>2 同左</p>
<p>(訂正請求の手續) 第 28 条 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 同左</p>
<p>(利用停止請求権) 第 36 条 2 <u>未成年者又は成年被後見人</u></p>	<p>第 36 条 2 代理人は、本人に代わって前</p>	<p>(適用除外)</p>

<p>の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	
---	---	--

【現行の市条例】

◎ 開示請求

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 保佐人、補助人又は任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により、開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。）

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(3) (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、当該本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

（保有個人情報の開示義務）

第20条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。）

の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2)～(7) (略)

◎ 訂正請求

（訂正請求権）

第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第34条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

◎ 利用停止請求

後掲 第8参照

第5 開示に関する手数料の減免（市条例第31条）

番号法は、行政機関個人情報保護法が定める開示に係る手数料について、市民の経済状況によらず保有特定個人情報を確認する権利を保障する趣旨から、同法を読み替えてこの手数料を減免することができることとしている。

一方、現行の市条例では、開示請求に係る手数料については無料であり、市民の経済状況によらずに保有特定個人情報を確認することはすでに可能となっている。

また、市条例では、写しの交付の方法により開示する場合には、その作成及び送付に要する費用を請求者が負担しなければならないこととしているが、通常、個人情報開示に係る写しの費用が高額にわたることは想定しにくく、閲覧することによっても自己情報の確認の目的は達成できると考えられる。

これらを考慮すると、現行の市条例の規定は維持することが適当である。

【説明】

個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の情報が不正に転々流通するのではないか、あるいは不正な取扱いがなされていないかといったような国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。また、特定個人情報が不正確な場合には個人に与える影響が大きく、この点からも、自己の特定個人情報の正確性を容易に確認できるようにすることが求められる。このため、番号法により行政機関個人情報保護法第26条が読み替えられ、個人情報の開示手数料を減免することができることとしている。

一方、本市では開示請求に係る手数料は無料であり、市民の経済状況によらずに保有特定個人情報を確認することはすでに可能となっている。

また、写しの交付に係る実費負担については、現在白黒コピーの場合1枚10円であり、民間その他のコピー費用との均衡からみても適正なものといえ、また、特定個人情報の開示に係る写しの費用が高額になることは想定しにくく（100枚でも1千円）、さらには、閲覧をすることによって自己情報の確認の目的は達成できると考えられる。

このことから、現行の市条例の規定は維持することが適当である。

【参考条文】

法律等	条例等
<p>《行政機関個人情報保護法（番号法第29条読替え後）》 （手数料）</p> <p>第26条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、</p>	<p>《市条例》 （費用の負担）</p> <p>第31条 前条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

<p><u>経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	
<p>《番号法施行令》</p> <p>(特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除)</p> <p>第33条 行政機関の長(略)は、法第29条第1項又は第30条第1項若しくは第2項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第12条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、<u>経済的困難により行政機関個人情報保護法第26条第1項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。</u></p> <p>《行政機関個人情報保護法施行令》</p> <p>(手数料)</p> <p>第18条 法第26条第1項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条において単に「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 300円</p> <p>(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 200円</p> <p>(写しの送付の求め)</p> <p>第19条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。</p>	<p>《同法施行令第19条の送付に要する費用の納付方法を定める省令》</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第19条に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法</p> <p>(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第24条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法</p>

第6 保有特定個人情報開示請求時の他の開示制度優先原則の排除（市条例第69条）

保有特定個人情報の開示については、個人情報保護法制に基づく開示の方法として、情報提供等記録開示システム（コンピュータ端末等により情報提供等記録の開示等ができるシステム。通称「マイナポータル」。）による簡易・迅速な開示方法が整備され、地方公共団体の個人情報保護条例による開示にも導入される予定となっている。このマイナポータルによる開示は、市民にとっては他の制度による開示よりも利便性が高いものと考えられる。そのため、他の開示制度がある場合であっても、市条例による開示を行うことが適当である。

【説明】

番号法では、行政機関個人情報保護法に基づく開示に際し、「情報提供等記録開示システム」（マイナポータル）を導入し、保有特定個人情報を個人のパソコン端末等で開示の請求を行い、即座に開示の実施をすることができることが予定され、地方公共団体の個人情報保護条例による開示手続にも導入されることも予定されている。（「情報提供等記録開示システム」は、番号法附則第6条第5項の規定では、情報提供等記録の開示手続についてのシステムとされているが、同条第6項第1号で法律又は地方公共団体の条例による情報提供等記録以外の個人情報の開示に関する手続にも活用することとしている。）

このシステムは、コンピュータを利用して自己の特定個人情報を自動的に開示する仕組みであり、請求・開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることが想定されている。そのため、他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられるため、番号法で行政機関個人情報保護法第25条を適用除外し、他の法令による開示制度がある場合でも同法に基づく開示をすることができるとしている。

この番号法の趣旨を踏まえ、市条例においても、他の制度での開示制度がある場合であっても、条例による開示を行うことが適当である。

【参考】番号法第29条、第30条の読替え

行政機関個人情報保護法第25条（他の法令による開示）関係

読替え前の 行政機関個人情報保護法	番号法第29条第1項による 特定個人情報（情報提供等記録 を除く。）の特例	番号法第30条第1項による 情報提供等記録の特例
（他の法令による開示の実施との調整） 第25条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期	（適用除外）	（適用除外）

<p>間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>		
---	--	--

【参照条文】

(番号法 附則第6条)

- 5 政府は、この法律の施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第30条第2項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第12条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第18条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (1) 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）
- (2), (3) 略

【現行市条例】

(法令又は他の条例等との調整)

第69条 法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手続が定められている場合には、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。

第7 情報提供等記録に関する開示・訂正請求時の事案の移送の制限及び訂正時の通知先の特例（市条例第28条，第40条，第41条）

1 開示・訂正請求時の事案の移送の制限

情報提供等記録について開示・訂正請求がなされたときは，他の実施機関から提供等があった場合でも，事案を移送しないことが適当である。

2 訂正時の通知先の特例

情報提供等記録は，「情報提供ネットワークシステム」での情報のやり取りに係る記録であることから，その訂正を実施した場合には，同システムの管理者である総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する旨を規定することが適当である。

【説明】

情報提供等記録とは，情報提供等ネットワークシステムを利用して保有特定個人情報の求め又は提供を行うときに，① 情報照会者及び情報提供者の名称，② 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時，③ 特定個人情報の項目，④ その他総務省令で定める事項を電子計算機に記録したもので（番号法第23条第1項），いわゆる，情報のやり取りをする際のログ記録である。

ところで，番号法は，システム上で大量の特定個人情報を半ば自動的にやり取りする仕組みを取っているため，仮に情報が流出した場合には回収が極めて困難であり，また不正な情報提供がなされた場合には個人に対し重大な被害をもたらすことも予想され，不正な情報提供を抑止することが極めて重要である。このため，誰と誰との間でどのような情報が提供されたのかを記録・保存することにより，仮に問題が発生した場合でも情報提供の記録を確認することを可能とするとともに，不正行為を防止するために「情報提供等記録」の仕組みを採用したものとされる。

1 開示・訂正請求時の事案の移送の制限

ところで，現行の市条例では開示・訂正請求があった場合，その保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなど，他の実施機関において開示・訂正決定をすることに正当な理由があるときは，その請求について事案を移送することができることとしている。

しかし，情報提供等記録については，開示・訂正請求がなされた場合の可否の判断はあらかじめ類型的に確定しているものと考えられ，事案の移送の要件（他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき）に該当する事例が想定されず，また移送の規定を適用すると決定までに相当の日時を要し，情報提供等の記録に対する即時の開示を期待している開示請求者の利益を著しく害すると考えられる。そこで，番号法は，事案の移送を規定する行政機関個人情報保護法第21条（開示請求）及び第33条（訂正請求）を適用除外としている。この番号法の趣旨を踏まえ，市条例でも情報提供等記録の開示，訂正請求に関しては事案を移送しないことが適当である。

2 訂正時の通知先の特例

現行の市条例では個人情報の訂正決定をした場合には，必要があると認めるときは，情報の提供者に通知するものとしている。

一方，情報提供等記録については，番号法により行政機関個人情報保護法第35条を読み替え，情報提供等記録の訂正をした場合には，情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録を保有す

る総務大臣及び情報照会者又は情報提供者へ通知するものとされている。この番号法の趣旨を踏まえ、市条例でも情報提供等記録を訂正したときは、同システムの管理者である総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知することが適当である。

【参 考】番号法第 30 条の読替え

行政機関個人情報保護法第21条、第33条（以上事案の移送）及び第35条（訂正の通知）関係

読替え前の行政機関個人情報保護法	番号法第 30 条第 1 項による 情報提供等記録の特例
<p>(事案の移送)</p> <p>第 21 条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報¹が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等²をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等³をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第 18 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>(事案の移送)</p> <p>第 33 条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報¹が第 21 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長において訂正決定等²をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等³をしなければならない。</p>	<p>(適用除外)</p>

<p>い。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第30条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p>	
<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第35条 行政機関の長は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

【現行の市条例】

◎ 開示請求の事案の移送

（事案の移送）

第28条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第2項、第3項 略

◎ 訂正請求の事案の移送

（事案の移送）

第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

◎ 訂正時の通知

（保有個人情報の提供先への通知）

第41条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第8 保有特定個人情報に関する利用停止の特例（条例第42条）

1 保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する利用停止の特例

保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求ができる場合については、現行の市条例では、① 適法に取得されたものでないとき、② 目的を超えて保有しているときを規定しているが、これに加え、市条例及び番号法による保有特定個人情報の取扱いの規定に違反している場合、すなわち③ 市条例に違反して生命等の保護のため以外の場合に目的外利用しているとき、④ 番号法第19条（提供制限）に違反して提供しているときにも利用停止請求を認めることが適当である。そして、停止措置の内容として、上記①～③の場合には、利用の停止又は消去を、上記④の場合は提供の停止を求めることが適当である。

2 情報提供等記録に関する利用停止の特例

情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて不法・不当な情報提供が行われていないか等を確認し、それを抑止するための情報であって、この記録を利用し続ける必要性が極めて高いものであることから、利用停止請求を認めないことが適当である。

【説明】

1 保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する利用停止の特例

現行条例では、利用停止請求ができる場合として、保有個人情報を条例の規定に違反して収集、利用、提供されているときを規定している。

行政機関個人情報保護法第36条でも同様の趣旨の規定があるが、番号法で同条を読み替え、特定個人情報の取扱いが番号法や行政機関個人情報保護法の規定に違反して利用、提供、収集、保管又はファイルに記録されている場合にも利用停止請求ができることとしている。この趣旨を踏まえ、市条例においても、番号法の特定個人情報の取扱いの規定及び条例の目的外利用等の制限の規定に違反している場合（前掲第3参照）にも、同様に停止請求を認めることが適当である。

2 情報提供等記録に関する利用停止の特例

他方、情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用及び提供の制限の規定に違反しているときが想定されない。また仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高いものである。

このため、番号法で行政機関個人情報保護条例第36条を適用除外し、情報提供等記録については利用停止請求を認めないこととしている。この趣旨を踏まえ、市条例においても、利用停止請求を認めないことが適当である。

【参 考】

◎ 条例第 42 条における情報の種類、禁止行為の種類及び措置の概要

	対象法条	情報	行為	措置		備考
1 号	条例 8 条	個人 (特定)	利用 (利用)	利用停止 消去	現行個人 情報 関係	条例 8 条の 個人情報に は特定個人 情報も含む。
	条例 10 条	個人	利用			
2 号	条例 10 条	個人	提供	提供停止		
新設③	条例 10 条の 2 I, II	特定	利用	利用停止 消去	特定個人 情報関係	
	番号法 20 条	特定	収集・保管			
	番号法 28 条	特定	ファイル記録			
新設④	番号法 19 条	特定	提供	提供停止		

※ 情報の区分

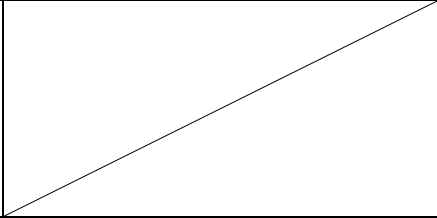
「個人」 従来の条例上の「保有個人情報」（保有特定個人情報を除く。）

「特定」 保有特定個人情報

(番号法第 29 条, 第 30 条の読替え)

行政機関個人情報保護法第 36 条（利用停止請求）関係

読替え前の 行政機関個人情報保護法	番号法第 29 条第 1 項による 特定個人情報(情報提供等記録 を除く。)の特例	番号法第 30 条第 1 項による 情報提供等記録の特例
<p>第 3 節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第 3 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、又</p>	<p>第 3 節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第 3 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、<u>行</u></p>	<p>(適用除外)</p>

<p>は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	
<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p>		<p>(適用除外)</p>

【現行の市条例】

(利用停止請求権)

第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第8条の規定に違反して収集されているとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

第3章 条例独自規定への対応

第9 電子計算機結合に関する制限（市条例第12条）

特定個人情報とは、番号法の規定により「情報提供ネットワークシステム」を用いて情報の提供の求め又は提供を行うことを予定しており、そのための電子計算機結合自体の公益性は法律により担保されている。また、特定個人情報を保有する際にはあらかじめ同法の規定に基づき「特定個人情報保護評価」が義務付けられ、漏えい防止等の権利利益の侵害のおそれについても事前評価が行われることになっている。これらのことから、同システムを利用するために電子計算機結合を行う場合には、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴く手続は省略することが適当である。

【説明】

現行の市条例第12条では、市の機関が市の機関以外の者との間で行う通信回線によるオンライン結合を原則的に禁止し、個別に個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認める場合にのみ許容することとしている。

一方、番号法では、特定個人情報については、国が運用する「情報提供ネットワークシステム」を用いて情報の提供を求めることができ、求められた場合には情報を提供しなければならないとされているように、オンラインによって結合を行うことが前提となっており、その公益性は法律によって認められている。

また、このようなシステムを前提とした特定個人情報の取扱いであるため、個人情報の保護の観点から、特定個人情報を取り扱うに際しては事前に個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、そのような影響を軽減するための措置をあらかじめ講じるため「特定個人情報保護評価」を実施しなければならないこととなっている。

このような法の仕組みを勘案すると、特定個人情報を番号法の情報提供システムを利用する場合の電子計算機結合に限っては、公益上の必要性は番号法により、権利利益の侵害のおそれについては「特定個人情報保護評価」により担保されていると考えられるため、個別に審議会の意見を聴く手続は省略することが適当である。

【現行の市条例】

（電子計算組織の結合に関する制限）

第12条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。

○ 福岡市個人情報保護審議会 制度部会 委員名簿（部会長以下は五十音順）

氏 名 等	役 職 等
部会長 村上 裕章	九州大学大学院法学研究院教授
部会委員 石森 久広	西南学院大学大学院法務研究科教授 副学長
部会委員 五十川 直行	九州大学大学院法学研究院教授
部会委員 今泉 博国	福岡大学経済学部教授 副学長
部会委員 田邊 宜克	弁護士

○ 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 27 年 3 月 30 日	福岡市個人情報保護審議会 第 1 回 制度部会
平成 26 年 4 月 22 日	福岡市個人情報保護審議会 第 2 回 制度部会
平成 26 年 5 月 14 日	福岡市個人情報保護審議会 第 3 回 制度部会
平成 27 年 5 月 27 日	福岡市個人情報保護審議会 第 4 回 制度部会
平成 27 年 6 月 24 日	福岡市個人情報保護審議会 第 5 回 制度部会
平成 27 年 7 月 22 日	福岡市個人情報保護審議会 第 6 回 制度部会
平成 27 年 8 月 19 日	福岡市個人情報保護審議会 第 7 回 制度部会